

30by30目標が目指すもの

– 生物多様性の損失を止め、人と自然との結びつきを取り戻すために –

1 30by30目標って？



2030年までに陸と海の30%以上を保全する目標です。

30by30

新たな世界目標として議論されています

- ① 2010年に愛知県名古屋市で開催された生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）。ここで採択された生物多様性の世界目標である「愛知目標」。
- ② これに継ぐ新たな世界目標である「ポスト2020生物多様性枠組」が今年開催予定のCOP15（中国・昆明）で採択される予定です。30by30目標は、2030年に向けたこの具体的な目標の一つとして検討されています。

G7各国は世界目標の決定に先立ち、30by30目標を約束

- ① 2021年6月のG7サミットにおいて、G7各国は自国での30by30目標を約束※しました。
※G7首脳コミュニケ付属文書「自然協約」
- ② 同G7では、2030年までに生物多様性の損失を止め、回復軌道に乗せるネイチャーポジティブも打ち出しました。

国内外の研究報告で、生物多様性保全のために30by30を目指すことが重要と指摘

- ① 世界の陸生哺乳類種の多くを守るために、既存の保護地域を総面積の33.8%まで拡大が必要
- ② 日本の保護地域を30%まで効果的に拡大すると生物の絶滅リスクが3割減少する見込み

2 日本ではどのくらいの面積が保全されているの？

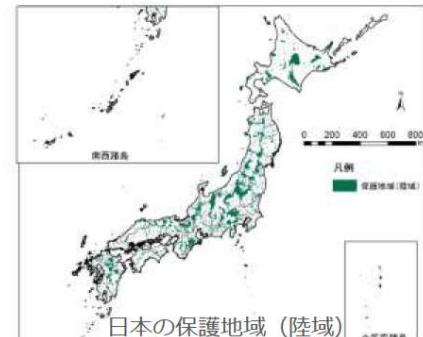


30by30

陸域20.5%と海域13.3%を保護地域として保全。

2020年までの愛知目標は達成

- ① 「愛知目標」では2020年までに陸域17%、海域10%を保全することが掲げられていました。
- ② 日本では、陸域は20.3%で既に愛知目標を達成していました。その後、奄美や沖縄の国立公園の指定等により20.5%になりました。
- ③ 海域については8.3%でしたが、2020年に「沖合海底自然環境保全地域」という制度をつくり、小笠原方面を新たに指定し、13.3%となりました。



3 どんな良いことがあるの？



30by30

健全な生態系を回復させ、豊かな恵みを取り戻します。

健全な生態系は、しなやかで恵み豊かです

- ① 自然は気候変動問題などの社会課題解決に貢献します。温暖化を2℃未満に安定させるために2030年までに必要とされる費用対効果の高い緩和策の約30%は森林や湿地等の保全・回復等、自然を活用して対応できると指摘されています。
- ② 例えば、野生ハチ等の花粉媒介者は国内で年間3300億円の実りに関係します。森林の豊かな栄養は河川を通して海の生産性を向上させます。災害にも強く恵み豊かな自然は、国土の安全保障の基盤にもなります。
- ③ 地域の豊かな自然資本の活用して、観光や交流人口の増加など持続可能な地域づくりが期待できます。



4 どうやって達成するの？



30by30

保護地域に加えそれ以外の場所を力を合わせ守ります。

国立公園等の保護地域を拡張します

- ① 新たに保護地域を拡張し、管理の質も向上させます。



日高山脈

地域の力を結集し、OECMで目標達成へ

- ① 企業有林や里地里山など保護地域以外の生物多様性保全に貢献している場所をOECM※といいます。
- ② 企業等の民間の所有地等を環境省が自然共生サイト（仮称）として認定し、30%に組み込んでいきます。



※Other Effective area-based Conservation Measures

30by30目標の達成に向けて

— 30by30ロードマップと、生物多様性のための30by30アライアンス —



5 30by30目標を本当に達成できる？



「30by30ロードマップ」を基にみんなで達成します。

このロードマップは、目標達成に向けた行程と具体策について、生物多様性の関係省庁が一緒にまとめたものです

- ① 2021年のG7サミットにおいて約束された「30by30目標」の国内での達成に向けて、関係省庁連絡会議の名の下に2022年4月に公表しました。国の機関だけでなく、企業や自治体、国民の皆さん之力を合わせて達成を目指しています。
- ② 国際会議（生物多様性条約COP15）でも発信し、国際的な議論に貢献していきます。



キーメッセージの一つは人と自然との結びつきを取り戻すこと

- ① 2030年までに陸と海の30%以上を保全することを通して、生物多様性の損失を止め、人と自然との結びつきを取り戻していきます。
- ② この目標の達成を目指すことは、地域の経済・社会・環境問題の同時解決につながるNBS (Nature-based Solutions)のための、健全な生態系を確保する基盤的・統合的アプローチとなります。



30by30ロードマップ本体のダウンロードはこちら→

中心の取組は保護地域とOECMの拡張

- ① 保護地域（国立公園等）の新規指定・拡張を進めています。海域公園地区は倍増させます。
- ② OECM（企業有林や里山等）を自然共生サイト（仮称）として、その認定制度の試行を2022年度から開始し、2023年から正式認定をします。
- ③ この認定によって、企業価値の向上や交流人口の増加を通じた地域活性化につなげていきます。

健全な生態系の下で、自然の恵み豊かな30by30実現後の地域イメージ



6 ところであなたはいったい誰？



私はカエルの化身。30by30アライアンスのロゴです。

30by30アライアンスは、この目標をみんなで進めていくためのリーダーであり、応援団です

- ① 環境省を含めた産官民17団体を発起人とする「生物多様性のための30by30アライアンス」を2022年4月に発足させました。企業、自治体、NPO法人等、計116者に参加いただいている（2022年4月8日時点）
- ② 自らの所有地や所管地内のOECM登録や保護地域の拡大を目指す、あるいはそうした取組を応援するなど、30by30の実現に向けた行動をとる仲間たちの集まりです
- ③ 30by30目標を通して世の中をカエルことを目指す仲間たちなので、このロゴマークを見たら応援をお願いします。



30by30アライアンスサイトはこちら→



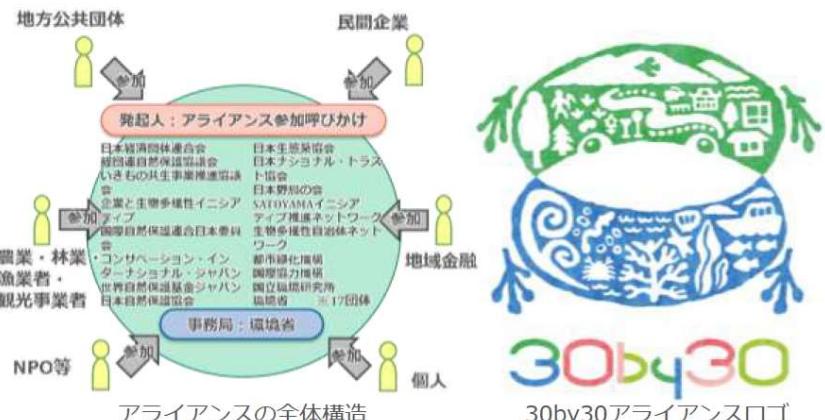
7 アライアンスに参加するには？



アライアンスの参加要件はこちらです。

以下のいずれか一つに取り組むこと

- 所有地や所管地の国際OECMデータベース登録を目指す
- 保護地域の拡大を目指す、拡大を支援する、管理の充実を図る
- 保護地域、及び国際OECMデータベース登録を受けた（受ける見込み）サイトの管理を支援する
- 自治体が自らの策定する戦略に30by30目標への貢献を取り込み、保護地域の拡大、国際OECMデータベース登録及びその管理の支援を企業、団体及び個人に推奨する
- また、参加者は、これらの取組事項を積極的に对外発信する



30by30アライアンスロゴ

30by30目標のカギ、OECM

— 企業や地域、一人ひとりの土地の管理が国際目標につながります —

8

いま話題のOECMってなに？



2010年に日本で生まれた全く新しい自然を守る方法です。

法令によって自然が守られる保護地域ではなく、人びとの生業や民間の自発的な取組によって自然が守られている地域のこと

- ① 「愛知目標」の中の陸域と海域を守る目標には、その達成手段として、「保護地域以外で生物多様性保全に資する地域」が示されました。英語でOther Effective area-based Conservation Measures、略してOECMです。
- ② 先住民族の管理している土地など法令による規制ではなく慣習や生業によって守られている場所を、地球の生態系を守るためにの場所としてきちんとカウントしていくことができる仕組みです。いま国際的に注目され、「名古屋のギフト」と呼ばれることもあります。

日本では、企業の管理する水源の森や、地域が管理する里地里山などが、OECMになるでしょう

- ① 日本の背骨にあたる奥山には、すばらしい自然の風景を楽しめる国立公園などの保護地域があります。
- ② ただ、私たちの身の回りにも、多くの絶滅のおそれのある生き物が暮らす里地里山や、洪水防止や心身のいやしにつながる都市の緑地など、大切な場所がたくさんあります。
- ③ これらをOECMとして国際データベースに登録することで、その大きさを私たち皆が共有し、一緒にまもっていくことにつながります。そして保護地域とOECMがつながることで、森里川海がつながり、私たちに恵みをもたらします。

これまでのOECMの在り方に関する検討はごちら→



保護地域（オレンジ）とOECM（みどり）でつながる国土の健全な生態系のイメージ

9

30by30 いいじゃない！と思ったら



自然共生サイト（仮称）認定を申請してOECMをめざそう。

環境省が、生物多様性の保全に貢献する場所を「自然共生サイト（仮称）」に認定する仕組みをはじめます

- ① 2023年度から企業や地域の管理する土地を認定する仕組みがスタートします。
- ② どのように生物多様性を守ることに役立っているかを専門家が評価して、環境省が公式に認定する仕組みです。
- ③ 認定した自然共生サイト（仮称）は、保護地域との重複をのぞいて、OECMの国際データベースに登録します。
- ④ 30by30目標の達成に直接貢献できるため、そのことを広くPRすることができます。

WD-O E C M
(OECM国際データベース)

生物多様性条約（CBD）

保護地域との重複を除外した部分を登録

保護地域との重複を除外した部分を国別報告書で提出（目標達成度）

認定主体：環境省

申請

認定

認定基準の明確化

申請主体：企業、団体・個人、自治体を想定

認定の仕組みのイメージ

2022年度は、30by30アライアンスの協力を得て、認定の仕組みの試行や課題解決のための調査をおこなっています
ご関心のある方は、ぜひ、お問い合わせ下さい。

生物多様性のための30by30アライアンス事務局
環境省自然環境局自然環境計画課 Mail: 30by30alliance@env.go.jp

例えば、企業の水源の森、ビオトープ、里地里山、森林施業地、企業敷地や都市の緑地、研究や環境教育の森林、河川敷などで、生物多様性保全が図られている場所が対象です。